

新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業 事業者選定プロポーザル実施要領

1. 趣旨

まちなかの回遊性向上や脱炭素、三密回避などを目的に、「にいがた2km」エリア周辺にシェアサイクルを導入する。

ついては、当該事業を適切に遂行することができる能力を有する事業者を選定するため、本要領に沿って公募型プロポーザルを実施する。

2. 事業の概要

事業の概要は以下のとおり（別紙1「新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業 事業者選定プロポーザルの概要について」参照）

(1) 事業名称

新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業

(2) 事業内容

別紙2「新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業 仕様書」のとおりに

(3) 事業期間

協定締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 費用負担

令和4年度においては、施設・機器（電動アシスト付き自転車150台、サイクルポート30箇所）の導入事業に係る費用の原則全部、及び運営事業に係る費用の一部について、上限額を下表のとおりとし、新潟市が負担する。

令和5、6年度においては、予算の範囲内において、運営事業に係る費用の一部について、新潟市が負担する。

年度	負担項目	上限額（消費税及び地方消費税を含まない）
令和4年度	導入事業に係る費用の原則全部 運営事業に係る費用の一部	44,300,000円
令和5、6年度	運営事業に係る費用の一部	予算の範囲内
令和7、8年度	—	—

3. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により事業者を選定する。

4. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 応募者の資格要件

ア 応募者は、次の要件に該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の構成員となることはできない。

- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (4) 新潟市入札参加資格名簿（業務委託）に登録されている、もしくは、市税（市外または県外に本社を置く法人の場合、本社が所在する市町村の税）を滞納していないこと。
 - (5) 新潟市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。
 - (エ) 次の(a)から(c)のいずれにも該当しないこと。
 - (a) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者
 - (b) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者
 - (c) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。
 - (6) 別紙 2 「新潟市「にいがた 2 km シェアサイクル」導入及び運営事業 仕様書」に基づく要件に対応できること。
 - (7) 日本国内において、シェアサイクル事業（サイクルポート間で相互に貸出及び返却が可能な自転車貸出事業を指し、社会実験及び実証実験を含む。）を継続して 1 年以上実施した実績を有すること。
- イ 共同企業体として応募する場合の要件は以下のとおりとする。
- (ア) すべての構成員が上記ア. (7) から (6) の要件に該当すること。
 - (イ) 構成員のうち 1 者以上が上記ア. (7) の要件に該当すること。
 - (ウ) 本市の対応窓口となり協定締結等の諸手続を行い、事業遂行の責を負う者を代表事業者とすること。
 - (エ) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の応募者、共同企業体の構成員となることはできない。
- (2) 応募資格の制限
- 次に該当する者は、応募者の資格要件を満たしていても本プロポーザルの応募者及び共同企業体の構成員となることができない。
- ア 新潟市「にいがた 2 km シェアサイクル」導入及び運営事業 事業者選定委員会の委員
- イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

5. スケジュール

実施日	内 容
4月1日（金）	公募開始（市ホームページに掲載）
4月13日（水）	参加表明書・質問締切
4月15日（金）	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
4月26日（火）	提案書締切
5月9日（月）	審査委員会
5月10日（火）	審査結果通知・事業候補者決定・協定締結（予定）

6. 公募開始から提案書提出まで

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

【提出書類】別紙3「参加表明書」（単独で参加する場合にあっては別紙3-1、
共同企業体で参加する場合にあっては別紙3-2）
別紙4「共同企業体協定書兼委任状」（共同企業体で参加する場合のみ）

【提出部数】1部

【提出期限】令和4年4月13日（水）午後5時必着

【提出方法】持参または郵送（郵送の場合は提出期限までの必着とする）

(2) 質問書の提出及び回答

本事業及び本要領について、質問書を提出することにより質問できる。

【提出書類】質問書（様式自由、質問者の社名・担当者名・連絡先を明記）

【提出期限】令和4年4月13日（水）午後5時必着

【提出方法】持参、郵送、電子メールのいずれか

【回答方法】令和4年4月15日（金）までに回答を新潟市ホームページに掲載する。
なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなす。

(3) 提案書の提出

【提出書類】ア 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）

以下の項目に記載する内容を提案すること（様式・枚数任意）。

	企画提案書に記載する事項
①	本事業に対する実施方針
②	事業計画（スケジュール含）
③	成果指標、目標達成に向けた推進体制（PDCA）
④	事業運営体制 ・総括者 ・システム事業担当者 ・利用者対応等関連事業担当者 ・設備関連担当者 ・維持管理、再配置等担当者
⑤	サービスの推進体制（コールセンターの設置体制等）
⑥	再配置・維持管理（メンテナンス）体制
⑦	自転車の規格や性能、サイクルポートの器材、構造など（デザインなどがイメージできるもの）

⑧	利用料金（制度）、決済方法、付帯事業、対応言語などサービス内容
⑨	利用者登録方法、貸出・返却方法
⑩	再配置・維持管理（メンテナンス）方法、頻度、ポート毎の満空車及び台数の偏り対策
⑪	既存事業「にいがたレンタサイクル」との調整
⑫	利用促進策（広報、キャンペーンなど）の内容、対象、時期
⑬	新潟市へのGPS等利用データ提供内容
⑭	アンケートやデータを活用した分析、事業提案等の実施計画（実施体制）
⑮	MaaS等新たなモビリティサービスとの連携
⑯	安全対策計画（交通遵守やヘルメットの貸出、緊急時の対応体制等）
⑰	冬季期間の対応、安全対策
⑱	盗難・放置車両、サイクルポート周辺の違法駐輪対策
⑲	収支計画（5か年度分を年度ごとに記載）
⑳	経費見積書（全ての経費をできるだけ詳細に、経費区分が分かるように具体的に積算すること（5か年度分）） ・施設・機器の導入に係る経費と、維持管理に係る経費を分けて記載 ・維持管理に係る経費は、⑲収支計画に基づき、利用収入及び付帯事業（広告収入など）を見込み額として差し引くこと
㉑	市が候補地とするサイクルポート以外のポート提案、設置に向けた方策
㉒	その他独自提案
㉓	①～㉒のほか、別紙2「新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業仕様書」に記載する内容

イ 別紙5「組織の概要及び業務実績」

ウ 財務諸表（3期分、写し可）

エ 別紙6「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」

オ その他書類審査時に配布を希望するもの

- 【留意事項】
- ・ 企画提案書の用紙は、A4版の横向き（上下開き）とすること。
 - ・ 社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。
 - ・ ホチキス止めや製本はせず、クリップ止めで提出すること。
 - ・ 企画提案書の提出後の追加や修正は認めず、提出資料は一切返還しない。
 - ・ 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

【提出期限】 令和4年4月26日（火）午後5時必着

【提出方法】 持参または郵送（郵送の場合は、提出期限までの必着とする）

7. 事業候補者の選定

(1) 審査委員会

事業者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、審査委員会が行う。審査委員会の委員構成は審査終了まで非公開とし、新潟市職員、有識者等で構成する。審査委員会の事務局は、新潟市都市政策部都市交通政策課に置く。

(2) 選定方法

ア 審査委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により事業候補者を選定する。

イ 審査委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は参加表明事業者に対し別途通知する。

ウ (3) 審査基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。なお、(3) 審査基準における、②、③、⑥、⑦については、提案書に基づき事前に事務局が採点を行い、審査委員会において採点結果の審査・調整・決定を行うものとする。

エ 審査の結果、得点が最も高い者を事業候補者、次に高い者を次点者に選定する。また、得点が同点となった場合は、各委員による多数決により決定することとする。なお、得点が最も高い者であっても、その得点が配点合計の 60 パーセント (120 点) に満たない場合は、事業候補者に選定しない場合がある。

オ 提案者が 1 者のみであった場合、審査の結果、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を事業候補者とする。

(3) 審査基準

【評価点】

5：優れている 4：やや優れている 3：普通 2：やや劣る 1：劣る
(重点項目については2を乗じたものを評価点とする)

大分類		小分類	主な内容	配点	
①	実施方針	事業展開の計画	・本事業の5年間の展望とそれを実現するための事業計画、成果指標などが適切に設定されているか。 など	10	10
②	運営体制	組織化	・運営は組織化され、業務ごとに役割と責任分担が明確になっているか。 など	10	50
		継続性	・会社、団体の経営状況は健全であるか。 ・PDCAサイクルに基づき適切に事業運営を行うことができるか。 など	5	
		運営実績	・シェアサイクル事業に関する実績や運営のノウハウを有しているか。 など	10	
		市内事業者の活用・連携	・市内事業者を積極的に活用しているか。 など	10	
		サービス推進体制	・コールセンターの設置など、利用者からの問い合わせ等に対応する体制は十分か。 など	5	
		維持管理体制	・施設・機器のメンテナンス体制、点検、修繕、更新の頻度は十分か。 など	10	

③	運営設備	施設・機器の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全性や機能性、耐久性は十分か。 ・駐輪ラックや案内看板等サイクルポートの設備は設置、撤去が容易なものか。 など 	5	5
④	サービス内容・利便性	料金体系	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が使いやすく、わかりやすい料金体系になっているか。 ・多様な料金制度、割引制度を設けているか。 など 	10	40
		言語・機能	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な言語に対応できているか。 ・ポート案内機能や満空情報を確認する機能はあるか。 など 	5	
		利用・決済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・登録から貸出・返却手続きは容易でわかりやすいか。 ・決済は容易で、複数の決済方法が用意されているか。 など 	5	
		車両配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の再配置業務及びバッテリー交換作業の体制、頻度は適切か。 ・満車時の対策や、ポート別の車両の偏りを防止するための対策があるか。 など 	10	
		既存事業との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で既に実施されている既存シェアサイクル事業とのサービスの棲み分けなどの調整がなされているか。 など 	10	
⑤	利用促進	利用促進策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進のための広報活動など、実効性のある取り組みが多角的に予定されているか（広報や顧客獲得キャンペーンの実施など）。 など 	10	40
		提供可能データ	<ul style="list-style-type: none"> ・GPS等を活用し新潟市に対して有意義なデータを提供できるか。 ・利用データ等に基づいて事業提案を行うことができるか。 など 	10	
		データ分析	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートやデータ分析を効果的に行い、事業提案を行うことができる体制、計画が整備されているか。 など 	10	
		新モビリティ連携	<ul style="list-style-type: none"> ・MaaSなど、新たなモビリティサービスとの連携項目はあるか。 など 	10	
⑥	安全対策等	安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・交通法規を遵守するための各種対策は十分か。 ・希望者に対するヘルメットの貸し出しなど、安全対策が十分に整備されているか。 など 	5	20
		緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故、トラブルなど緊急時の対応窓口、体制及び問い合わせ方法等、十分に整備されているか。 など 	5	
		冬季対応	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季におけるサービスの方向性、安全対策が十分に整備されているか。 など 	5	
		盗難・放置車両、違法駐輪対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の盗難や放置対策、サイクルポート周辺の違法駐輪対策がなされているか。 など 	5	

⑦	経済性	収支計画	・本事業単独で採算性が確保されているか。 ・契約上限額に対して経済性に優れているか。 など	10	15
		付帯事業	・収益性、実現性のある付帯事業の提案があるか。 など	5	
⑧	独自提案	サイクルポート	・本市指定候補地以外の提案とそれを実現する方策はあるか。 など	10	20
		その他独自提案	・事業の効果を高める実現性のある独自の取組提案があるか。 など	10	
	合計	25項目			200

(4) 審査結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、審査委員会で決定された事業者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）や、得点、順位等について公表する場合は、その際に各提案者の同意を得た上で公表するものとする。

なお、新潟市情報公開条例に基づき、複製の作成及び公開を行う場合も、各提案者の同意を得て行う。

8. 協定締結に関する基本事項

(1) 事業者の決定

ア 審査により決定した事業候補者に対し、協定の締結交渉を行う。

イ 事業候補者との協定の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは事業候補者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、協定の締結交渉を行う。

(2) 協定内容

協定内容は、仕様書及び提案書に基づき、審査結果を考慮の上、詳細を協議し決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 協定書

事業者は新潟市と協議の上、本事業に関する協定を締結することとする。

(4) 協定の解除

協定締結後に事業者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合、新潟市は協定の解除ができるものとする。なお、協定の解除により事業者が損害を受けた場合、新潟市に対してその損失の補償を求めることはできないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

事業者は、事業を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。ただし、事業全体を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面により承諾を得た場合は、事業の一部を委託することを可とする。

9. 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・本公募の公開以降、審査員による審査が終了するまでの間に、審査員に不当な接触を行った者

- ・本市の費用負担上限額を超える見積金額を提案した者
- ・提案書の提出期限に遅れた者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者、またはこの要領に定められた事項に違反した者

(2) その他

- ・企画提案書等の作成および提出に要する一切の費用（旅費、通信費含む）は、提案者の負担とする。
- ・審査結果について異議申し立ては認めない。
- ・事業候補者の名称は公表できるものとする。
- ・提出された企画提案書等は、応募者に無断で選定目的以外に使用しない。
- ・提出された全ての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、複製する場合がある。

10. 問合せ及び書類提出先

新潟市都市政策部都市交通政策課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

TEL : 025-226-2723 E-mail : kotsu@city.niigata.lg.jp